

参議院厚生労働委員会 配布資料

2026年6月16日（火）

日本労働組合総連合会
総合政策推進局長 永井 幸子

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する連合の評価

	改正の内容	連合としての評価
介護保険法	中山間・人口減少地域において、必要なサービスを維持するため、地域の実情に応じて、配置基準の弾力化や包括的な評価の仕組み（月単位の定額払い）の導入が可能となるよう特例介護サービスに新たな類型を創設する。	<ul style="list-style-type: none"> ●現状の訪問系サービスの報酬体系は、「回数」を単位として評価しており、利用者の事情による突然のキャンセルや利用者宅間の移動にかかる負担が大きいことから、包括的な評価の仕組みを導入することは評価できる。 ●一方で、中山間・人口減少地域における配置基準の弾力化については、<u>安易に行うべきではなく、サービスの質や安全性への影響を十分に踏まえ、慎重に検討すべき。</u>
	介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制の廃止・研修の在り方の見直し等	<ul style="list-style-type: none"> ●ケアマネジャーの人材確保難や、重い業務負担が課題となっている中、負担を減らすことに資するため評価できる。
	有料老人ホームの入居者に係るケアプラン作成と生活相談のニーズに対応する新たな相談支援類型を創設し、利用者負担を求める。	<ul style="list-style-type: none"> ●住居型有料老人ホーム等の入居者に対するケアマネジメント費用の一部有料化については、利用者への影響が大きいことから<u>修正を求める。</u>

社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する連合の評価

	改正の内容	連合としての評価
社会福祉士 及び介護福 祉士法	介護福祉士養成施設卒業者の国家試験義務付けの経過措置のさらなる延長	<ul style="list-style-type: none">●さらなる延長は、国家資格の信頼性を損なうものであり、介護福祉士の専門職としての地位の確立と向上のため、<u>当初の予定期限（2026年度卒業者まで）で終了するよう修正を求める。</u>
社会福祉法	頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援等を行う新たな第二種社会福祉事業の創設	<ul style="list-style-type: none">●地域住民の多様な福祉ニーズに対応し、その抱える多様な地域生活課題の解決に資する支援を受けられるよう包括的な支援体制を整備する改正であり、概ね評価できる。●一方で、制度の実効性を高めるためには<u>現場における体制確保と処遇改善の支援が必要である。</u>

(ご参考) 持続可能な介護保険制度について

連合の基本的な考え方

① 持続可能な介護保険制度のあり方について

- 介護は高齢者特有のニーズではないのにもかかわらず、被保険者でなければ介護給付を受けることができないことから、被保険者と受給者の範囲を18歳未満を除くすべての医療保険加入者に拡大し、制度の普遍化をはかるべき。
- その際は、介護保険財政の持続可能性の問題だけでなく、すべての被保険者の納得が得られるよう、負担と給付のバランスなどについて慎重に検討する必要がある。また、新たに被保険者・受給権者となる若年者に丁寧に説明を行うべき。
- 人口減少・超少子高齢化が急速に進行する期間に限っては、現行の公費50%の構成比率を見直し、公費投入を増やすべき。
- 障害者総合支援法にもとづくサービス給付において、介護保険と共通するサービスについては介護保険で対応し、その他のサービスについては引き続き障がい福祉施策により提供すべき。